

# 工事負担金の手引き

令和5年4月1日

## 1 負担金制度の趣旨

神戸市水道局では、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みがある場合には、給水に応ずるために水道施設の建設又は改良に係る費用、電力料その他の経費の全部又は一部を工事負担金として、その原因者から徴収する制度を採用しています。

(根拠：神戸市水道条例第33条第1項による)

## 2 工事負担金の適用対象

- (1) 送水施設を設置する必要がある場合
- (2) 配水池または減圧槽を設置する必要がある場合
- (3) 配水管を設置または改良する必要がある場合
  - ① 既存道路（公道）及び開発区域内の道路で完成後、神戸市に移管される道路に縦断的にφ50mm以上の水道管（原則、専用管を除く）を布設するとき
  - ② 既設の配水管が道路に縦断的に布設されている路線で、既設の配水管を延伸又は、増径する必要があるとき
  - ③ 既設の給水管が道路（公道）に縦断的に布設されており、統合するとφ50mm以上の口径であるとき

## 3 工事負担金の額

既設の送水施設又は配水施設から給水を受けるために水道施設を設置する必要がある場合における当該費用、電力料、その他給水を受けるために必要な費用の合計額（対象工事費）に下記の事務費算定表に基づき算出した事務費を加えた額に消費税相当額を加えた額を前納していただきます。なお、工事負担金は開発地及び周辺の状況等により個別計算となり、水道局が行う完成検査後、精算します。

事務費算定表

対象工事費	事務費算定率
1,000万円以下の部分	4.5%
1,000万円超～3,000万円以下の部分	2.5%
3,000万円超～3億円以下の部分	2.0%
3億円超～5億円以下の部分	1.5%
5億円を超える場合	1.0%

#### 4 工事負担金が必要となる場合の手続きについて

配水管等の新設又は改良（既設配水管の口径変更等）が必要な場合は、開発許可後速やかに水道局配水課あてに「水道施設設置申込書」（都市計画法上の開発許可通知書（写）などの必要書類を添付）を提出していただきますが、その手続きは下記のとおりです。

##### (1) 水道施設設置申込書提出後の手続き

	申請者	水道局	一般的な所要日数
水道施設設置申込書	提出	受付・審査	～15日
負担金協定書（案）	確認・調整	作成・提示	① ～15日
負担金協定書（締結）	記名・押印		② ～10日
負担金納入通知書	納入	発行	③ ～10日

※ 上記①②③は申請者の所要日数で変わります。負担金納入期限は原則納入通知書発行から10日です。

##### (2) 負担金工事の手続き

作業内容	条件	備考	一般的な所要日数
設計業務発注	工事負担金が納入されていること。	水道局配水課 → 行財政局契約監理課	～2か月
図面作成等		設計業務	～3か月
工事発注		工事発注業務から請負業者決定	2か月
施工準備	請負業者の決定	掘削申請、施工通知立会い等	1か月

※ 負担金工事の手続きが年度をまたぐ場合等は、一般的な所要日数よりも時間を要する場合がありますので事前に配水課（調整、給水担当）にご確認ください。

#### 5 負担金工事が必要となる開発をお考えの事業者様へ

負担金工事は基本的に水道局が設計施工を行うこととしていますので、事業者様をご計画される工期に沿うためには、上記4.（2）のとおり工事着手の8か月前までに負担金の協定締結及び納入が必要となります。

なお、開発区域の地盤高さによっては水圧が不足し、給水が困難な場合等がありますので事前に配水課（給水担当）にご確認ください。

#### 6 開発区域内等における配水管布設の民間（開発事業者）施行について

平成30年6月1日より、一定の条件の下、開発事業者が設計・施工し、その完成品を水道局へ無償譲渡すること（『開発事業者による設計・施工』）を選択できるようになりました。

(1) 開発事業者による設計・施工の選択が可能となる配水管布設工事の条件

- ① 開発区域内で、全ての口径が 200mm 以下の配水管に限ります。(現道部分や既設配水管との接続工事等は、従来通り協定を締結して工事負担金を納付いただき、水道局が設計・施工します。)
- ② 神戸市水道局の発注した水道工事の設計業務を請負った実績のあるコンサルタントにて設計し、神戸市水道局が発注した水道工事を請負った実績のある工事業者にて施工していただきます。
- ③ 設計・施工にあたっては、水道局の技術上の監理（設計内容の確認、使用材料の検査、施工中の随時立会い、完成検査等）を受けていただきます。
- ④ 水道局に対する一定の事務費負担が必要となります。
- ⑤ その他詳細につきましては、事前に配水課（調整、給水担当）にご確認ください。

開発事業者による民間施行における「工事負担金協定書」締結後の主な流れ

作業内容	条件	備考		一般的な所要日数
民間施工現場引継手続き等	工事負担金が納入されていること。	水道局配水課	⇔ 所管水道管理事務所	1 週
現場施工	工事着手までに必要書類が提出されていること。	所管水道管理事務所	⇔ 開発事業施工業者	実施日数
完成検査書類等の確認	現場完成後の水圧検査合格、完成検査書類が整っていること。	所管水道管理事務所	⇔ 開発事業者施工業者	3 週
完成検査	開発者等工事竣工届兼完成検査依頼書が提出されていること。			2 週以内
既設配水管との接続工事	完成検査が合格していること。	単価契約工事にて実施		実施日数
水道施設無償寄附採納願書等の手続き	通水検査が合格していること。	水道局配水課	⇔ 開発事業者	1 週

※ 給水管の取出し工事が可能になるのは、水道施設寄附受納書交付後となりますので、現場工事完了後からある程度の日数を要します。工程管理にご注意下さい。

(2) 開発事業者による設計・施工の際に必要な事務費負担額は、水道局にて算定した直接工事費、付帯工事費等の合計額（対象工事費）に、3 工事負担金の額にある事務費算定表に基づき算出した額に消費税相当額を加えた額になります。なお、事後の精算は行いません。

工事負担金についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

神戸市水道局 配水課 (調整担当) TEL (078) 341-5606 Fax (078) 341-2800

(給水担当) TEL (078) 341-2801 Fax 同上

神戸市水道局ホームページアドレス

<https://www.city.kobe.lg.jp/a01479/business/annaitsuchi/gyousha/suidoukoujifutankin.html>